

～令和元年度 越生町役場取組結果～

おごせエコオフィス取組結果

現在の環境問題は、従来の公害問題に地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題が加わり、複雑化、多様化しています。自然環境破壊によって、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などが発生しています。地球規模での自然破壊による影響は深刻な環境問題です。

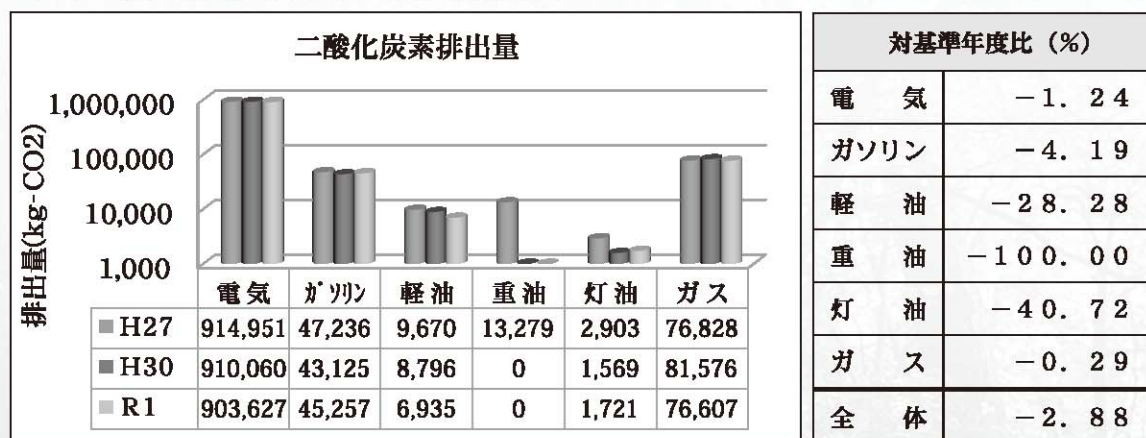
特に、地球温暖化は、私たちの日常生活における大量のエネルギーや資源の消費などが主な原因であると言われています。

平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体も地球温暖化防止の取組として、実行計画を策定するよう義務づけられました。

そこで、越生町役場においても温室効果ガスの排出を抑制するため、平成14年に「おごせエコオフィス実行計画」を策定し、節電、節水等の省エネ対策や、ごみの分別収集など資源リサイクル対策の推進に取り組み、公共施設等から排出する二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

ここに、令和元年度の取組結果を報告します。

基準年度の施設における二酸化炭素排出量



※二酸化炭素排出量は各使用量に排出係数を乗じて算出したものです。

★★★取組目標★★★

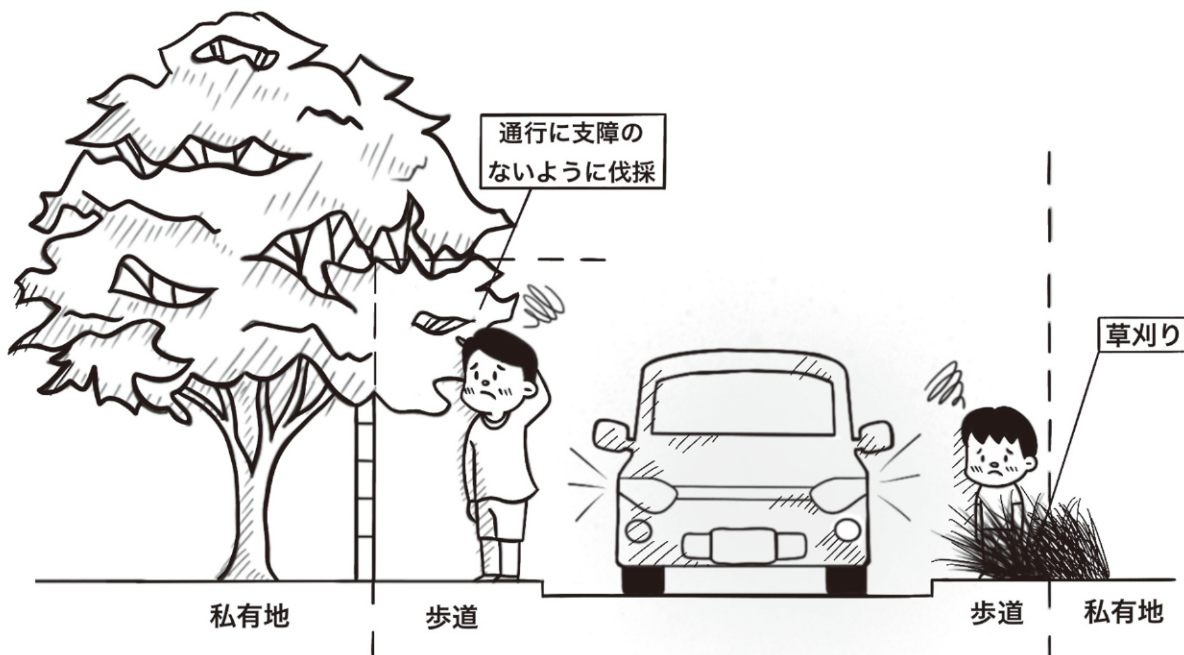
平成27年度を基準年度として、令和3年度末までに二酸化炭素排出量を5%削減する。

令和元年度の二酸化炭素排出量は、第4次おごせエコオフィス実行計画に基づく、基準年度（平成27年度）に対して2.88%削減することができました。

しかし、二酸化炭素排出量は、対基準年度と対前年度ともに取組目標である「対基準年度比5%削減」を達成することが出来ませんでした。

エコオフィスを進めるうえで気候の変化や事務量の増加など、対応がむずかしい問題もありますが、地球温暖化問題は身近な問題であることを職員ひとりひとりが再認識し、冷暖房の投入時間の徹底を図るなど、ひとつずつエコ推進に取り組み、今後もより一層環境に優しいオフィスづくりを目指していきます。

私有地の適正な管理について



町では、「越生町環境保全条例」に基づき、空き地等の私有地に雑草が繁茂しないよう適正に管理することが義務付けられています。

管理を怠ることにより雑草の繁茂や巨大化した樹木が近隣の方々に不安感を与えるなど、病害虫の発生原因や、ごみの不法投棄、火災誘発場所ともなりかねません。

所有者のみなさんへ

○雑草は、5月に入ると成長が始まり、梅雨の時期には、その勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。

雑草の種類や成長に応じて、年2回以上の除草をお願いします。

○空き地と離れてお住まいであるなど、ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに除草を委託してください。

○草陰にごみが投棄されます。

これを放置すると、次々にごみが投棄され大量のごみが集積してしまいます。

不法投棄されたごみは、その所有者が管

理責任として処分しなければなりません。

このため空き地の定期的な見回り、不法投棄防止柵の設置など適正な管理を心がけてください。

道路上にはみ出している樹木等の管理について

○私有地から道路上に樹木や草がはみ出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故を引き起こしてしまう恐れがあります。

損害責任が発生する恐れも

私有地から、はみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、はみ出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地所有者に損害責任が発生する場合があります。

安全かつ安心して道路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いします。

問 まちづくり整備課 生活環境担当

TEL 内線157

問 まちづくり整備課 土木営繕担当

TEL 内線153